



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

塾講師や家庭教師に対する報酬は、外注費か給与か

～課税仕入れに該当せず、源泉徴収義務あり～

納税者が、外注費として消費税の仕入税額控除を行ったところ、給与に該当するとして仕入税額控除を否認され、源泉所得税の納税告知処分を受けた事例、あるいは、そのおそれがある事例は少なくないと思われます。今回は、塾講師や家庭教師に支払った報酬を給与と判断した非公開裁決を紹介します（平成21年12月15日裁決・一部取消し・F0-2-535）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

本件は、学習塾や一般家庭に対して塾講師や家庭教師の派遣を行う請求人が、各講師に対して支払った報酬を外注費として計上したところ、原処分庁が、当該報酬は雇用契約等に基づく給与としての対価であり、課税仕入れに該当しないとして消費税及び地方消費税の更正処分等及び源泉所得税の納税告知処分等を行った事案です。

<審判所の判断>

審判所は、請求人が各講師に支払った報酬は給与と認められるから、課税仕入れに該当せず、請求人には源泉徴収義務があるが、原処分には各講師に対する支払金額が過大又は過少となっているものが認められたので、控除対象仕入税額及び源泉所得税の正当額を計算すると、消費税等の更正処分等及び源泉所得税の納税告知処分等は、その一部を取り消すべきであると判断しました。

- 1 人的役務の提供に対する所得は、給与所得にも事業所得にも該当する要素があり、個別業務の具体的な態様に応じてその法的性格を判断しなくてはならず、給与所得については、とりわけ、給与所得者との関係において何らかの場所的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならないと解されている。
- 2 次の(1)(2)のことから、各講師の報酬は、自己の計算と危険において独立して営むことによって得られるものではなく、雇用契約又はこれに類する原因に基づき非独立的に提供された労務の対価として得られるものであり、所得税法第28条に規定する給与等に該当するものと認められる。

(1) 塾講師については、①業務委託契約により従事場所及び指導時間等が決められ、これに従い学習指導等の業務に従事していることから、請求人によって場所的、時間的な拘束を受けていると認められること、②請求人の承諾なしに一方的に契約期間満了前に辞任してはならないこととされていることから、継続的な役務の提供を前提としているものと認められること、③学習指導の業務に従事するためには、請求人の適性試験に合格して登録をしなければならないこと、各月の役務提供終了日に役務提供時間等の所要事項を業務連絡表に記載すること等が義務付けられていること等から請求人との間には直接支配従属の関係があり、請求人の指揮命令に服していると認められること。

(2) 家庭教師については、①家庭教師業務契約により、指導場所、指導期間、指導回数、指導時間及び指導スケジュール等が決められ、これに従い学習指導等の業務に従事していることから、請求人から場所的、時間的な拘束を受けていると認められること、②やむを得ない事由以外に契約期間内において辞任できないこととされていることから、継続的な役務の提供を前提としているものと認められること、③学習指導等の業務に従事するためには、請求人の適性試験に合格して登録をしなければならないこと、個々の指導についても請求人が一般家庭の要望を把握した上で家庭教師に指導要点等を指示していること、指導確認票の提出、指導内容等の報告等が義務付けられていること等からすれば、請求人と家庭教師の間には直接支配従属の関係があり、請求人の指揮命令に服していると認められること。

(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判6頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。